



監督署の窓

労働基準監督機関の 基本的使命

名古屋北労働基準監督署では、去る平成25年11月、事業場を臨検した名古屋北労働基準監督署の労働基準監督官に対し、虚偽の記載をした運転日報などを提出した疑いで、一般道路貨物運送業の事業主を春日井区検察庁に書類送検しました。

労働基準監督機関の基本的使命は、法定労働条件の履行及び労働者の安全と健康の確保を図ることです。これを果たすた



め、労働基準監督官は、労働基準関係法令に基づき、事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して、関係労働者の労働条件等についての調査を行っています。法違反が認められた場合には、事業主などに対し、是正を求めるほか、危険性の高い機械・設備などについては、使用停止等を命じたりしています。

このため、労働基準監督官には、

(1) 調査のため、事業場の

(3) 適正な調査を行うため、予告なく事業場に立ち入ること
などの権限が与えられています。

しかし、虚偽の記載をした帳簿書類の提出が行われることになれば、法定労働条件の履行確保等の目的を図ることが困難となるばかりでなく、公正な行政運営ができなくなることから、今般、書類送検に踏み切ったものです。

帳簿書類を確認したり、使用者などに対して尋問したりすること(労働基準法第101条第1項等)

(2) 事業主に対し、必要な事項を報告させ、出頭を命じた(労働基準法第104条の2等)

参考までに、労働基準監督官が取り扱う法律は、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、じん肺法、家内労働法などの労働基準関係法令です。

また、労働者は、労働基準関係法令違反がある場合には、労働基準監督官に行政指導を求めること(申告)ができます。労働基準監督官は、これを契機として、事業場に立ち入り、あるいは、事業主に来署を求めるなどにより、直接事情を聴取して事実関係の確認を行ったりすることがあります。

さらに、労働基準監督官による監督指導において認められた主な違反事項は、

○労働基準監督署に時間外労働に関する協定の届出を行っていない、または届け出た上限時間を上回って時間外労働(残業)を行わせたもの

○機械や設備などの労働安全基準を満たしていない

かったもの

○時間外労働(残業)・深夜労働・休日労働に対して法定の割増賃金を支払っていないかつたものなどがありますので、日頃より、労働基準関係法令の理解を深めていただき、適正な労働条件の定着、労働者の安全と健康を確保いただくとともに、快適な職場環境の形成をお願いいたします。

なお、監督署の職員と偽り、労働者の情報を手しようとする者がいるという情報が多数寄せられておりますので、監督署職員が事業場に赴いた場合は、身分証等により、監督署職員であることをご確認いただいた上で、ご対応いただきますようお願いいたします。